奥州市ふれあいの丘公園パークゴルフ場

使用区分			使用料	附属施設及び設備の使用料
	児童及び生 徒	普通使用	1人1回につき110円	1 移動用放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。
		シーズン使用	1人1シーズンにつき1,100円	
	一般	普通使用	1人1回につき220円	一般 220円 児童及び生徒 110円
		シーズン使用	1人1シーズンにつき3,300円	児童及び生徒 110円
用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)に つき		1回につき110円	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。
- 3 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。
- 4 クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。
- 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。